

顔認証マイナンバーカードを通常のマイナンバーカードへ切り替える場合

手続きの流れ

本人もしくは代理人が窓口へ来庁

区役所または出張所で顔認証マイナンバーカードへの電子証明書の発行・暗証番号再設定の申請をする。

区役所または出張所の端末で電子証明書及び暗証番号を再設定し、マイナンバーカードが返却される。

【必要書類】

ご本人が窓口へ来庁	代理人が窓口へ来庁
<ul style="list-style-type: none">ご本人のマイナンバーカード『個人番号カード・電子証明書 券面記載事項変更届 新規発行・更新申請書 暗証番号再設定・変更申請書』 <p>上記申請書は窓口には設置していますので、ご来庁時にご記入ください。</p>	<p>事前に墨田区マイナンバーカードコールセンターあてに代理人による手続きについてご相談ください。 03-5608-6370（平日の午前8時30分から午後5時まで）</p> <ul style="list-style-type: none">ご本人のマイナンバーカード代理手続きの事前相談後に、区から送付された書類および指定された書類すべて（封入及び封緘が必要な書類があります。）『個人番号カード・電子証明書 券面記載事項変更届 新規発行・更新申請書 暗証番号再設定・変更申請書』 <p>上記申請書は窓口には設置していますので、ご来庁時にご記入ください。</p>

書類は全て必要です。不足があると手続きができないためご注意ください。